

(2) 委託基準（産業廃棄物：施行令第6条の2、特別管理産業廃棄物：施行令第6条の6）

委託基準		委託の種類 ^{*1}	
		収集運搬	処分
受託できる者	産業廃棄物収集運搬業許可業者、その他施行規則第8条の2の8、第8条の14に定める者（専ら物 ^{*2} のみを再生利用を目的として委託する場合は許可不要）	○	—
	産業廃棄物処分業許可業者、その他施行規則第8条の3、第8条の15に定める者（専ら物のみを再生利用を目的として委託する場合は許可不要）	—	○
委託契約書に含まれるべき事項	委託する産業廃棄物の種類・数量	○	○
	運搬の最終目的地の所在地	○	—
	処分又は再生の場所の所在地	—	○
	処分又は再生の方法	—	○
	処分又は再生の施設の能力	—	○
	法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨	—	○
	（中間処理を委託する場合は中間処理後物に係る）最終処分の場所の所在地	—	○
	（中間処理を委託する場合は中間処理後物に係る）最終処分の方法	—	○
	（中間処理を委託する場合は中間処理後物に係る）最終処分施設の処理能力	—	○
	委託契約の有効期間（委託契約の開始年月日及び終了年月日）	○	○
	委託者が受託者に支払う料金（月当たり又は単位当たり料金を記載）	○	○
	産業廃棄物許可業者については、その事業の範囲（専ら物のみを再生利用を目的として委託する場合は不要）	○	○
	積替え又は保管（収集運搬業者が積替え保管を行う場合に限る）		
	積替保管場所の所在地	○	—
	積替保管場所での保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	○	—
	安定型産業廃棄物の場合は、他の廃棄物との混合の可否等	○	—
	委託者が有する産業廃棄物の適正処理に必要な情報		
	産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報	○	○
	通常の保管状況下における腐敗・揮発等の性状変化に関する情報	○	○
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障等に関する情報	○	○
	廃パソコン、廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃冷蔵庫、廃洗濯機であって、JIS C 0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、含有マークの表示に関する事項	○	○
	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、その旨	○	○
	その他、産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	○	○
	委託契約期間中に当該産業廃棄物に係る情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項	○	○
	委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	○	○
	委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	○	○
委託契約書に添付する書類	「産業廃棄物収集運搬業許可証」等、委託しようとする産業廃棄物を収集運搬できることを証する書類（専ら物のみを再生利用を目的として委託する場合は不要）	○	—
	「産業廃棄物処分業許可証」等、委託しようとする産業廃棄物を処分できることを証する書類（専ら物のみを再生利用を目的として委託する場合は不要）	—	○
委託契約書・添付書類の保存期間	契約終了の日から5年間	○	○

※1 収集運搬業と処分業の両方の許可を持つ処理業者に、収集運搬から処分までを委託する場合は、1枚の契約書でも可能ですが、その場合は上表の収集運搬と処分の両方の基準が適用されます。

※2 古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維の専ら再生利用の目的となる廃棄物のこと。専ら物のみの運搬又は処分を他人に委託する場合、委託契約書は必要となりますが、産業廃棄物管理票の交付は不要となります。

※ 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生においては、委託しようとする者に対して、あらかじめ、その特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い際に注意すべき事項を文書で通知する必要があります（施行規則第8条の16）。

5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の適正な処理を確保するために、すべての産業廃棄物の委託処理（他人に処理を依頼すること）に、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています（法第12条の3）**。マニフェストの不交付等に対しては罰則が科せられるとともに、焼却などの中間処理を委託したときは最終処分（埋立処分、再生等）の確認も義務づけられています。

（1）マニフェストの流れ（記載例は12ページを参照）

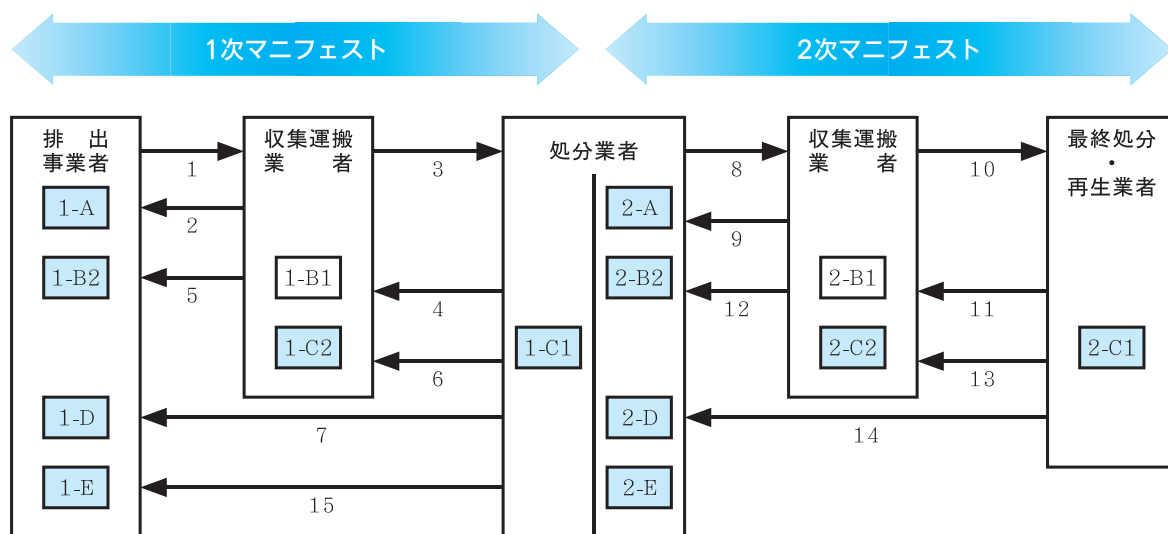
○1次マニフェスト

- 1-A、1-B1、1-B2、1-C1、1-C2、1-D、1-E（収集運搬業者への引渡し時）・・・排出事業者は、7枚複写のマニフェストに必要事項を記載・署名し、産業廃棄物とともに7枚全てを収集運搬業者に渡します。
- 1-A（排出事業者控え）・・・収集運搬業者は、産業廃棄物を受け取るときは、7枚（1-A、1-B1、1-B2、1-C1、1-C2、1-D、1-E）全ての運搬の受託欄に、受託者の氏名又は名称及び運搬担当者の氏名を記載し、1-A票を排出事業者に戻します。
- 1-B1、1-B2、1-C1、1-C2、1-D、1-E（処分業者への引渡し時）・・・収集運搬業者は、産業廃棄物の運搬を終了したときは、6枚（1-B1、1-B2、1-C1、1-C2、1-D、1-E）の運搬の受託欄に運搬終了年月日を記載し、処分業者に産業廃棄物とともに引き渡します。
- 1-B1（収集運搬業者控え）、1-B2（排出事業者控え）・・・処分業者は、産業廃棄物を受け取るときは、6枚（1-B1、1-B2、1-C1、1-C2、1-D、1-E）の処分の受託欄に、受託者の氏名又は名称及び処分担当者の氏名を記載し、1-B1、1-B2票を収集運搬業者に返します。
- 1-B2（排出事業者控え）・・・収集運搬業者は、自らの控えとして1-B1票を保管するとともに、運搬終了後10日以内に、1-B2票を排出事業者に戻送します。
- 1-C1（処分業者控え）、1-C2（収集運搬業者控え）・・・処分業者は、産業廃棄物の処分を終了したときは、4枚（1-C1、1-C2、1-D、1-E）の処分の受託欄に、処分終了年月日を記載し、1-C1票を自らの控えとして保管するとともに、処分終了後10日以内に、1-C2票を収集運搬業者に返送します。
- 1-D（排出事業者控え）・・・処分業者は、処分終了後10日以内に、1-D票を排出事業者に戻送します。

○2次マニフェスト（処分業者が中間処理後の産業廃棄物について交付するマニフェスト）

8～13. 1～6と同様

14. 2-D、2-E（処分業者控え）・・・最終処分業者は、産業廃棄物の最終処分を終了したときは、2-E票に最終処分を行った場所の名称、所在地、最終処分終了年月日を記載し、最終処分終了後10日以内に、2-D、2-E票を処分業者へ返送します。
15. 1-E（排出事業者控え）・・・処分業者は、委託した全ての産業廃棄物の最終処分（再生を含む）が終了した報告を受けたときは、1-E票に最終処分を行った場所の名称、所在地、最終処分終了年月日を記載し、2次マニフェストの2-E票受領から10日以内に、1-E票を排出事業者に戻送します。



※ A, B2, C1, C2, D, E 票は5年間保存

(2) マニフェストに関する注意事項

● マニフェストの交付が不要の場合（施行規則第8条の19）

- ① 再生利用業者（専ら物のみを扱う業者、環境大臣特例認定・広域指定、知事個別指定等）等に委託するとき
- ② 国、市町村、一部事務組合に委託するとき など

● マニフェストの交付（施行規則第8条の20）

・産業廃棄物の種類ごとに

産業廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付することを原則としますが、例えば廃OA機器のように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類としてマニフェストを交付して差し支えありません。

・運搬車ごとに

排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合にあつては処分受託者）にマニフェストを交付しなければなりません。

このため、通常は、運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要となりますが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを1回の引渡しとしてマニフェストを交付して差し支えありません。

・運搬先ごとに

産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には、運搬先ごとにマニフェストを交付しなければなりません。

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨マニフェストに記載する必要があります。

● マニフェストに関する報告等（法第12条の3第7項、第8項、第12条の5第9項、第11項）

(1) マニフェストを交付した事業者は事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の前年度中に交付した全てのマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等）に関し、札幌市長へ報告しなければなりません。ただし、電子マニフェストを利用した分については、報告の必要はありません。

※ 札幌市内から発生した産業廃棄物に係るマニフェストについてのみ報告してください。札幌市外で発生した産業廃棄物に係る報告については、15ページの北海道内の産業廃棄物担当部局へお問合せください。

※ 建設業については、現場ごとではなく、支店、営業所ごとに取りまとめて報告してください。

※ 2次マニフェスト（処分業者が中間処理後の産業廃棄物の処理について交付するマニフェスト）についても報告の対象となります。

報告様式：産業廃棄物管理票交付等状況報告書（施行規則第8条の27、施行規則様式第3号）

(2) 下記の期間が経過してもマニフェストの写しが返送されないとき、必要事項が記載されていない又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しが返送されたとき、又は法第12条の3第8項に定める通知を受けたときは、速やかに処理業者に状況を確認した上で、その措置状況について、30日以内に札幌市長へ報告しなければなりません。

また、電子マニフェストを利用した場合についても、報告の必要があります。

・ 交付後90日（特別管理産業廃棄物は60日）

・ 中間処理を経由するときの最終処分（再生を含む。）の終了については、最初の交付から180日

報告様式：措置内容等報告書

紙マニフェスト（施行規則第8条の29 施行規則様式第4号）

電子マニフェスト（施行規則第8条の38 施行規則様式第5号）

※ 報告様式については、札幌市ホームページでダウンロードできます。

(<https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/manifest.html>)

● 罰則等（74ページの罰則一覧表参照）

マニフェストの不交付や虚偽のマニフェストを使用したときなどは、罰則の対象となります。

① マニフェストを交付しなかった場合、虚偽の事項を記載した場合など：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

② 措置命令に違反した場合：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、又はこの併科（措置命令の対象範囲がマニフェストを交付しなかった者やその処理を確認しなかった者等に拡大されます。）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票 記載例

交付年月日	令和 ① 年 月 日	交付番号		整理番号	排出者の管理番号欄	交付担当者	氏名	交付を担当した者が署名 ② 印
事業者 (排出者)	氏名又は名称 排出者の氏名又は名称を記載			事業場 (排出事業場)	名称 排出現場の名称を記載			
	住所 〒 電話番号 排出者の本社、事務所等の所在地を記載				所在地 〒 電話番号 排出現場の所在地を記載			
産業廃棄物	☒ 種類(普通の産業廃棄物) ⑤ ☐ 種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)		荷姿	
	☐ 0100 燃えがら ☒ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)				t, kg, m³ ⑥		バラ、ドラム缶、ポリ容器等具体的に記載 ⑦	
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス、陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)							
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)							
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)							
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)							
	☒ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)							
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)							
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等							
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ 該当する名称が							
☐ 1000 動植物性残さ ☐ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ない場合はこの								
☐ 1100 ゴムくず ☐ ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐ 欄に記入する								
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり 1次マニフェストの場合は、斜線を引く。2次マニフェストの場合は、1次マニフェスト交付者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号を記入する。件数が多い場合は、別途帳簿等を添付する。							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり 最終処分する予定の事業場の所在地を記載(中間処理後一部再生され、その余りが埋め立てられる場合は、再生施設と最終処分場のいずれも記載すること) ⑩							
運搬受託者	氏名又は名称 実際に運搬する者の氏名又は名称を記載			運搬先の 事業場	名称 産業廃棄物を搬入する事業場の名称を記載			
	住所 〒 電話番号 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載				所在地 〒 電話番号 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載			
処分受託者	氏名又は名称 実際に処分する者の氏名又は名称を記載			積 又は 替 え 又 は 保 管	名称 積替え保管を行う場合に記載(直行用では斜線を引く)			
	住所 〒 電話番号 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載				所在地 〒 電話番号 排出者は管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載(直行用では斜線を引く)			
受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	受託者の氏名又は名称及び運搬担当者の氏名 ⑩				受領欄	運搬 終了年月日 令和 ⑪ 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位) ⑪
受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名	受託者の氏名又は名称及び処分担当者の氏名 ⑪				受領欄	処分 終了年月日 令和 ⑫ 年 月 日	最終処分 終了年月日 令和 ⑬ 年 月 日	⑫
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号) ⑬				令和 年 月 日 令和 年 ⑭ 月 日 令和 年 月 日			

- ①～⑭ 排出者が記載
 ⑮ 照合確認(マニフェストの写しが戻ってきたときに排出者が記入する)
 ⑯～⑳ 収集運搬業者又は処分業者が記入

B1・B2 票の書き方

- B1 ⑰ 運搬終了年月日: 運搬受託者が運搬終了年月日を記載
 ⑱ 有価物拾集量: 運搬受託者が積替え又は保管の場所における有価物拾集量を単位とともに記載
 ⑲ 処分の受託: 処分受託者が廃棄物を受け取ったときに、氏名又は名称及び処分担当者の氏名を記載
 ⑳、㉑、㉒は、記載しない
 B2は、B1の複写になっているため記載済

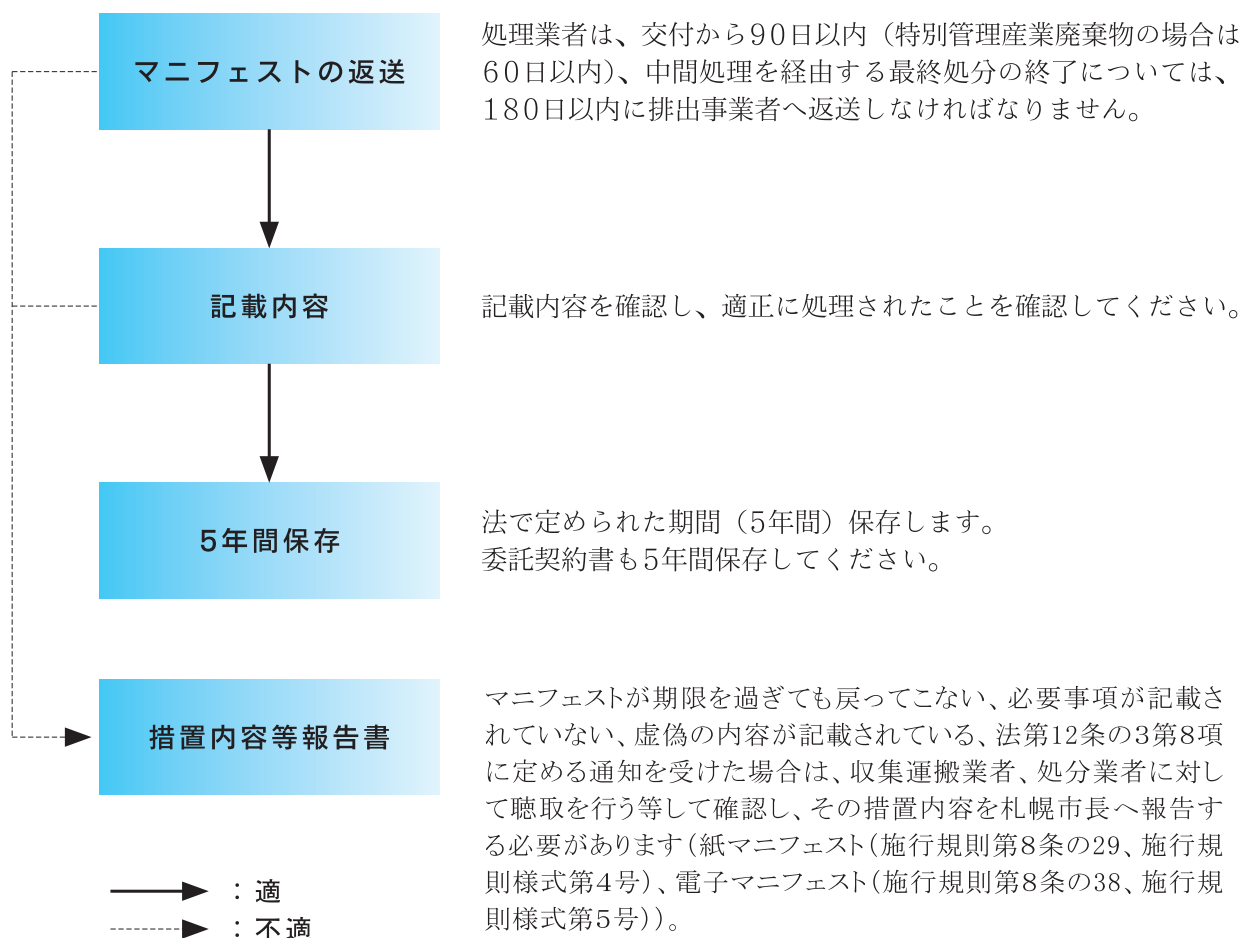
C1・C2 票の書き方

- C1 ⑳ 処分終了年月日: 処分受託者が中間処理又は最終処分を終了した時点で処分終了年月日を記載
 ㉑ 最終処分終了年月日
 ・中間処理の場合、二次マニフェストの最終処分終了年月日を転記
 ・最終処分の場合、その終了年月日を記載
 ㉒ 最終処分を行った場所
 ・中間処理の場合、二次マニフェストの最終処分を行った場所を転記
 ・最終処分の場合、その場所を記載
 C2 ⑥、⑦は、C1の複写になっているため記載済

※D票、E票については、C1の複写で記載済

(3) マニフェストの確認

産業廃棄物の引渡しと同時に交付したマニフェストが、処理を委託した収集運搬業者及び処分業者から返送されたことを確認する必要があります。



(4) 電子マニフェストについて

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。電子マニフェストには、次のようなメリットがあります。

電子マニフェストのメリット

- ① 事務の効率化
 - ・紙マニフェストの場合の手書きの手間、印刷の手間等が大幅に軽減
 - ・自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースの確保が不要
 - ・毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告書が不要（電子マニフェスト利用分のみ、情報処理センターが集計・報告）
- ② 法令の遵守（コンプライアンス）
 - ・必須項目の入力がないと先の画面に進めないため、記載漏れを防止
 - ・法定の期限が近づいても終了報告がない場合は、排出事業者へ通知が届くため、確認漏れを防止
- ③ データの透明性
 - ・マニフェストの情報は、第三者である情報管理センターが過去5年分を管理・保存
 - ・処理状況は排出者・収集運搬業者・処分業者の3者が常に把握・確認でき、修正・取消の際はお互いの承認が必要
 - ・本社や支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェストの情報を閲覧・確認可能
- ④ 電子マニフェストの義務化
 - ・前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が年間50t以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられています（法第12条の5）。

電子マニフェストの詳しい仕組み、加入方法等については、
JW NETホームページ (<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>) 又は
JW NETサポートセンター（TEL:0800-800-9023）へお問合せください。